

毎週火、金曜日発行(但休日に当りしきは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 公 告

目 次

◆公告 昭和三十六年度二級技能検定試験の実施  
 ◆正誤 昭和三十六年四月三十日付け鳥取県条例第十  
 七号中訂正

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十  
 五条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十  
 九号)第二条の規定により、昭和三十六年度の板金工及  
 び建築大工並びに左官の二級の技能検定の試験を次の  
 おり実施する。

昭和三十六年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二  
 次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行な  
 う。

検定職種	試験科目	
	第一次試験	第二次試験
板金工	一実技 技能要素 二学科 1 板金工作法 2 材料図 3 製材 4 安全作業法	選択実技 建築板金作業
建築大工	一実技 技能要素 二学科 1 建築構造 2 規矩 3 施行 4 材料 5 材 6 製材 7 関係法 規	実技 大工作業

左官	一 実技 技能要素	実技 左官作業
	二 学科 1 施工法 2 材料 3 意匠 4 建築構造 5 製法 6 関係法規 7 安全作業法	

二 試験の実施期日

検定職種	試験の区分	試験の実施期日
板金工	第一次試験	昭和三十六年七月二十三日(日) 午前九時から午後五時まで
建築大工	第二次試験	昭和三十六年九月二十三日(土)から昭和三十六年十一月三十日(木)までの間において指定する。
左官		

三 試験の実施場所

検定職種	試験の区分及び試験の実施場所
板金工	第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
建築大工	第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
左官	

四 受検資格

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。

(一) 公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導又は旧技能者養成等を含む。)修了者で次に掲げるもの

イ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ロ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一

年であるものを終了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ニ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第百三十一号)による技能者の養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ニ 実務経験者で次に掲げるもの  
検定職種に関して、七年以上の実務の経験を有するもの

三 大学、短期大学又は旧専門学校卒業生で、次に掲げるもの

イ 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年

勅令第三百八十八号)による大学を含む。)又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

四 高等学校、旧中学校等の卒業生で次に掲げるもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は

旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校（修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に關しその後四年以上の実務の経験を有するもの

四 その他の者で次に掲げるもの

イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が

定める年数以上の実務の経験を有するもの

ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 第二次試験は、第一次試験の合格者と第一次試験の全部免除を受けた者に限り受験することができる。

五 試験の免除

1 第一次試験の全部免除

昭和三十五年度の二級技能検定の第一次試験に合格した者であつて、同一検定職種の二級の技能検定を受験するものは、昭和三十六年度の二級技能検定の当該検定職種に係る第一次試験の全部を受けることができる。

2 第一次試験の一部免除

次の各号の二に該当する者は、第一次試験のうち

(一) 職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練

指導員免許を受けた者で、当該免許職種に相当する検定職種の技能検定を受けるもの

(二) 建築士法による一級建築士試験若しくは二級建築士試験に合格した者又は一級建築士若しくは二級建築士の免許を受けた者で、検定職種建築大工の技能検定を受けるもの

六 受験の申請等の手続

1 受験申請書類

(一) 第一次試験

イ 二級技能検定第一次試験受験申請書

ロ 第一次試験の一部免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面

(二) 第二次試験

二級技能検定第二次試験受験申請書

2 第一次試験の全部免除の申請

第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、二級技能検定第一次試験全部免除申請書に、前回の

二級技能検定において第一次試験に合格したことを証する書面（合格通知書）を添付して提出しなければならない。

3 受験申請書の提出先

第一次試験及び第二次試験の受験申請書及び免除申請書の提出先は、鳥取市本町三丁目鳥取商工会館別館内鳥取県商工労働部職業安定課とすること。

4 受験申請書等の受付期間

区分	受付期間
第一次試験受験申請書及び第一次試験全部免除申請書	昭和三十六年六月一日（木）から昭和三十六年六月三十日（金）まで
第二次試験受験申請書	昭和三十六年九月一日（金）から昭和三十六年九月十五日（金）まで

5 受験申請書等に関する注意

(一) 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所及び関係同業組合（会）で交付する。用紙の郵送を求める場合は、十円切手をは

正 誤

昭和三十六年四月三十日付け鳥取県条例第十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	14	15
表 中	表 中	表 中
誤	175,000	549,999
正	178,000	553,999

第三号様式その一中 (款) 549,999  
 (款) 553,999

〃 (納入) (納入)  
 (款) (款)

税 額
十
万
千
百
十
円

税 額
十
万
千
百
十
円

第三号様式その四中 (納入)

(納入)

つてあて先を明記した返信用封筒を同封すること。

□ 受験申請書を郵送する場合には、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というように朱書きし、十円切手をはつてあて先を明記した返信用封筒を同封すること。

なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

七 検定手数料

1 手数料の額

検定職種	第一次試験の料	
	手 料	手 料
板 金 工	四百円	七百円
建 築 大 工	四百円	千 円
左 官	四百円	千三百円

2 手数料の納付方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に右の表に掲げる額の収入証紙をはつて納付する。

その際、収入証紙に消印しないこと。

なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

八 合格等の通知

1 第一次試験合格者に対する通知

第一次試験の合格者に対しては、昭和三十六年八月下旬に書面で通知する。

2 第一次試験の全部免除者に対する通知

第一次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。

3 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者に対する合格通知は、昭和三十七年二月上旬に合格証明書を交付して行なう。

また、鳥取県公報にも氏名を公告する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。